

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答
1	実施方針の概要	1	1		エ		「事業期間全体の維持管理経費の削減」との記載がございますが、こちらは実施方針の1.(1).カ.(イ)の記載である「建設費の削減はもとより、事業期間を通じた効率的な修繕の実施による維持管理コストの削減など、事業期間全体のライフサイクルコストの削減を図ることを期待する」に加えて、運営支援業務・飲食施設等運営業務のコスト削減を含めた全業務を対象とした記載であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針の概要	1	1		エ		「事業期間全体の維持管理経費の削減」との記載がございますが、維持管理業務の現状の管理水準として、現場見学させていただきました現状として、故障後休止させたままのエレベーターがあるなど、非常に省エネでローコストな管理をされていることを把握致しました。新設建物の維持管理業務においては、現状の管理水準を基本にしながらも、更に経費縮減を図る提案が求められているとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理業務の要求水準は、業務要求水準書(案)に示すとおりです。
3	実施方針	2	1	(1)	カ (ア)	施設再整備の早期実現	「事前キャンプ候補地への申請支援」との記載がありますが、事業者が支援する具体的な業務をお示しください。	図面の提供等、申請資料の作成支援等を想定しています。
4	実施方針	4	1	(1)	ケ (オ)	自主事業	表内の「飲食施設等運営」の「飲食物販施設」について、例えばゴールの販売・サプリメントの販売等は、「宿泊棟」以外の施設では実施出来ないという認識で宜しいでしょうか。	原則は、ご理解のとおりですが、県と事業者で協議の上、利用者のニーズに合わせ、対応することも想定しています。
5	実施方針	5	1	(1)	ス	事業スケジュール(予定)	第2アリーナ・プール棟等の設計・建設期間 ・平成29年7月～平成32年1月末 第2アリーナ・プール棟等の供用開始日 ・平成32年4月1日 とありますが、施設の引き渡しは資料2「県が事業者を支払うサービス購入料について」P4に記載のとおり、平成32年3月という認識で宜しいでしょうか。 また供用開始までに発生する法定点検・清掃業務等がある場合は、県が別途発注するという認識で宜しいでしょうか。(本館棟についても同様)	前段の第2アリーナ・プール棟等の県への引き渡しは、平成32年1月末とする予定です。後段については、本事業の開業準備業務に含まれます。
6	実施方針	6	1	(1)	セ	各種営業許可	駐車場法、公衆浴場法など各種関係法令に基づく新たな営業許可の取得について、「事業者が取得する」とありますが、各種法令等に定められる営業者(もしくは、設置者)の解釈により、営業許可の取得申請者が「神奈川県」となる場合もございますか。	入札公告時に示す予定です。
7	実施方針	6	1	(1)	セ (メ)	旅館業法に基づく営業許可	宿泊施設建替えに伴い、営業許可の新規取得が必要ですが、旅館業法に定める「営業者」の解釈は、どのようにお考えでしょうか。「神奈川県」、もしくは「事業者」のどちらでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
8	実施方針	10	2	(3)	キ -	予定価格	入札公告時に予定価格、及びその内訳は公表されますでしょうか。	予定価格は公表しませんが、県の予算額(債務負担行為額)を基本に参考価格を公表し、そのうち、施設整備費と維持管理・運営支援費の内訳を公表する予定です。
9	実施方針	11	2	(4)	ア (ウ)	やむを得ない事情	やむを得ない事情が生じた場合、貴県の承諾を条件に、代表企業以外の応募グループ構成員又は協力企業を変更することができると思いますが、「(指名停止等に該当する場合を除く。)」とあることから、「指名停止の場合は、構成員又は協力企業と言えども変更は不可」と解釈できます。これでは、指名停止で資格を喪失した企業の予定業務の執行が応募グループ内の他の企業では不可能な場合、応募を断念せざるを得ないこととなりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	代表企業以外の応募グループの構成員又は協力企業が指名停止になった場合は、県による承諾を条件に構成員又は協力企業の変更を認める考えです。
10	実施方針	11	2	(4)	ア (ウ)	構成員又は協力企業の変更について	代表企業以外の構成員又は協力企業が貴県より指名停止措置を受けた場合、当該構成員又は協力企業の変更は認められないという認識でよろしいでしょうか。	No9の質問回答を参照ください。
11	実施方針	11	2	(4)	ア (ウ)	入札参加者の構成等	事業者構成員内での代表企業の交代は可能という理解でよろしいでしょうか。	代表企業の変更は不可です。
12	実施方針	11	2	(4)	ア (ウ)	入札参加者の構成等	構成員又は協力企業の辞退は変更に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	構成員又は協力企業の辞退も変更に含まれません。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
13	実施方針	12	2	(4)	ア	(ウ)	SPCの株式譲渡	「施設整備業務に当たった者が保有するSPCの株式の第三者への譲渡を認める」とありますが、施設整備業務に当たるものが代表企業で、その株式を第三者に譲渡する場合でも筆頭株主の保有割合を保つことが義務付けられる、即ち代表企業の変更は不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	13	2	(4)	エ	(ウ)	建設業務を担当する者	「次のaからeのいずれの要件も満たしていること」との記載がありますが、他の業務同様、「d、eの要件については、複数者で業務を行う場合は、建設業務を担当する者の代表が基準を満たしていればよいものとする。」の追記をお願い致します。	「d、eの要件については、複数者で業務を行う場合は、建設業務を担当する者の代表が基準を満たしていればよいものとする。」を追記する予定です。
15	実施方針	14	2	(4)	エ	(ウ)	運営支援業務を担当する者	宿泊棟、トレーニング室、50m屋内プールの清掃業務は運営支援業務の施設管理に該当しておりますが、本業務の実施者は「運営支援業務を担当する者」の要件を満たさなければならないという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	14	第2	(4)	エ	(ウ)	a 各業務を担当する者に係る要件	要求水準書(案)100頁では、プール監視業務は警備業に該当すると示していますが、警備業資格は事業を行う構成員もしくは協力企業のどちらかが満たしていれば問題ないかご教示下さい。	プール監視業務を実施する企業が、警備業の資格を有する必要があります。
17	実施方針	15	2	(4)	オ	(イ)	参加資格要件確認基準日	入札に参加する者の備えるべき参加資格要件を欠く事態となった場合でも、参加資格要件を満たす代替企業に変更することは可能でしょうか。	2(4)ア(ウ)のとおり、代表企業以外の構成員又は協力企業については、参加資格要件を満たす代替企業への変更は可能とする予定です。
18	実施方針	16	1	3	(3)	オ		大規模修繕業務との記載がありますが、大規模修繕の定義をお示しください。要求水準書(案)P82(2)経常修繕業務(3)大規模修繕業務を確認するに、「資料1 予想されるリスクと責任分担表」にて県のリスクとされているリスク以外の修繕業務は全て事業者側が負担するというのでしょうか。	大規模修繕は、設備機器の更新や屋上防水、外壁の全面改修等、予防保全のための措置です。なお、大規模修繕業務は、事業範囲外とします。
19	実施方針	18	第4	(1)			既存鉄塔跡地(JR東)	JR旧鉄塔敷地は建築基準法上の隣地扱いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	19	第4	(2)	イ		改修する施設	グリーンハウスは耐震補強をする必要があるでしょうか。	不要です。
21	実施方針資料1						共通 契約締結リスク	上記以外の事由により事業契約が結べないリスクが、官民両者に がついておりますが、風評による議会承認リスクは免除頂けますようお願い致します。	ご意見として承ります。
22	実施方針資料1						予想されるリスクと責任分担表	法令変更リスクで事業者に関わる具体的なリスクをご教示ください。	個々の事由に応じて判断することから、具体的な内容をお示しすることはできません。
23	実施方針資料1						税制度変更リスク	新税の設立の例をご教示下さい。	個々の事由に応じて判断することから、具体的な内容をお示しすることはできません。
24	実施方針資料1						不可抗力リスクについて	実施方針の資料1に不可抗力リスクについて事業者にも従負担の が記されておりますが、他のPFI事業では、維持管理・運営期間の不可抗力の費用負担を事業者へ維持管理・運営費用の100分の1まで負担させる事業もありますが、本事業のように大規模な事業では100分の1を負担することは過度な負担となりえます。維持管理の100分の1など基準の範囲を狭くして頂くか緊急対応の項目を要求水準で定めて頂きたい。	ご意見として承ります。
25	実施方針資料1						不可抗力リスク	事業者が負担すべき具体的なリスクをご教示下さい。	個々の事由に応じて判断することから、具体的な内容をお示しすることはできません。
26	実施方針資料1						共通 不可抗力リスク	官民リスク分担内容の詳細をお示し願います。	入札公告時に示す予定です。
27	実施方針資料1	1					予想されるリスクと責任分担表	共通における不可抗力リスクにおいて事業者負担が となっておりますが、どのような場合に事業者が負担する事となるのでしょうか。想定されている事例を教えてください。	個々の事由に応じて判断することから、具体的な内容をお示しすることはできません。
28	実施方針資料1	2					計画設計段階 用地リスク	用地リスクには、埋蔵文化財の発掘、公表資料において開示されていない既存インフラの地下埋設物等の発見によるリスクも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
29	実施方針資料1	2					予想されるリスクと責任分担表	建設段階における工事遅延リスクにおいて、県が施設整備する施設における工期遅延によって自主事業及び収益施設の利用減による営業損害が生じた場合のリスク負担は県の負担という認識でよいでしょうか。	個々の事由に応じて判断する考えです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
30	実施方針資料1						建設段階 技術進歩リスク	当該リスクに「事業の中断遅延」が含まれておりますが、事業の中断遅延は契約解除の事由にも該当する可能性がある深刻な問題です。当該リスクは「不可抗力リスク」に含めるなど、再考頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
31	実施方針資料1						維持管理・ 運営段階 技術進歩リスク	入札時点において技術進歩による施設設備内容又は維持管理・運営業務内容の変更を予測することは合理的に困難ですので、同リスクは貴県においてご負担頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
32	実施方針資料1						施設損傷リスク	県のリスク内容に「上記以外の事由による施設の損傷に関するリスク」とありますが、第三者の責による施設の損傷リスクは、上記の記載より県のリスクという認識で宜しいでしょうか。	個々の事由に応じて判断する考えです。
33	実施方針資料1	2					予想されるリスクと責任分担表	維持管理・運営段階における施設・瑕疵リスクにおいて「施設の瑕疵担保期間を過ぎた、事業者の維持管理業務開始後の業務に起因しない施設瑕疵に関するリスク」は県にて負うとなっておりますが、県にて直接改修工事する建築物も同様に、施設瑕疵リスクは県にあるという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針資料1	2					予想されるリスクと責任分担表	維持管理・運営段階における施設・瑕疵リスクにおいて「施設の瑕疵担保期間を過ぎた、事業者の維持管理業務開始後の業務に起因しない施設瑕疵に関するリスク」とありますが、具体的な事例を教えてください。	個々の事由に応じて判断することから、具体的な内容をお示しすることはできません。
35	実施方針資料1	3					予想されるリスクと責任分担表	維持管理・運営段階における性能リスクにおいて「要求水準不適合（施工不良が原因による場合を含む。）の性能リスク」は事業者が負うとなっておりますが、「県にて直接改修工事する建築物」における、性能リスクは県にあるという理解で宜しいでしょうか。	維持管理・運営段階における性能リスクのうち、業務要求水準書に規定する事業者の維持管理・運営業務に起因する性能リスクは事業者負担となります。なお、県が別途改修工事を行う施設の性能リスクのうち、施工不良に起因するものについては、県の負担となります。
36	実施方針資料1						その他 施設性能リスク	事業期間終了時における施設の性能確保に関して、経年劣化によるものは対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	実施方針資料1						物価変動リスク	（注1）で一定範囲を超える物価変動とあるが具体的な数値をご教示下さい。	資料2「県が事業者へ支払うサービス購入料について」の8頁、2（2）イ（ウ）bをご覧ください。
38	実施方針資料2	2	1	(3)			サービス購入料1	業務要求水準書（案）P13 4本事業の内容(1)工備調達・設置業務と記載があるのに対して、「サービス購入料1」内の「サービス購入料の構成要素」には、「備品調達・設置業務」の記載がありませんが、含まれているという認識で宜しいでしょうか。その場合は、建設業務(カ)開業準備業務に含まれるのか、それとも 其他事業実施にあたり必要な費用に含まれるのかどちらでしょうか。	備品調達・設置業務も、サービス購入料1に含まれます。サービス対価の構成要素の建設業務の1つとして、備品調達・設置業務を追記する予定です。
39	実施方針資料2	2	1	(3)			サービス購入料1-(1)	（カ）開業準備業務とありますが、この開業準備業務内には、運営及び維持管理に係る準備費も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
40	実施方針資料2	2	1	(3)			外構	外構の整備範囲に関して、サービス購入料1-(1)と(2)で明確に区分されますでしょうか。	平成32年度、平成33年度の引き渡し時期によって区分する予定です。詳細は、入札公告時に示す予定です。
41	実施方針資料2	2	1	(3)			大規模修繕業務に係る費用	サービス購入料2（1）、（2）の構成要素に、それぞれ（ウ）大規模修繕業務が含まれていますが、サービス購入料5との違いについてご教示ください。	サービス購入料2 - （1）及び2 - （2）のサービス購入料の構成要素のうち、（ウ）大規模修繕業務は削除します。
42	実施方針資料2	2	1	(3)			サービス購入料の構成	表中にサービス購入料2-(1)及びサービス購入料2-(2)において（ウ）大規模修繕業務と記載されております。しかしながら、3頁の表中サービス購入料5において大規模修繕業務の記載があります。どちらの表記が正しいのでしょうか。	No41の質問回答を参照ください。
43	実施方針資料2	3	1	(4)			支払方法	現段階では、サービス購入料1の支払方法や時期について、一括・割賦は決定していないと見受けられますが、金利総額・手間等を考慮しますと一括払いとしたほうが良いと思料します。ご検討をお願い致します。また、何れの方法を採用されるのか、決定時期をお示し願います。	サービス購入料1の支払方法等については、今後公表する特定事業の選定において示す予定です。
44	実施方針資料2	3	1	(4)			サービス購入料4	サービス購入料4は、事業期間中に支払われるとのことですが、初回支払対象期間が示されておりません。初回支払対象期間をご教示ください。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
45	実施方針資料2	4	1	(4)	イ		サービス購入料1の支払方法	サービス購入料1は供用開始後、一括又は四半期ごとに支払われるとのことですが、施設整備期間中に何らかの事情により事業契約が解除された場合、その時点での出来高認定及びその対価の支払いはどのような形で行われるのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
46	実施方針資料2	4	1	(4)	イ	(ア)	サービス購入料1	「一括払いの場合」とありますが、その額の割合(金額)と支払方法(支払日)について、お示し願います。	入札公告時に示す予定です。
47	実施方針資料2	4	1	(4)	イ	(ア)	サービス購入料1について	サービス購入料1について、事業者への支払方法は、「一括」又は「割賦」のどちらになりますでしょうか。	No43の質問回答を参照ください。
48	実施方針資料2	4	1	(4)	イ	(ア)	サービス購入料1について	サービス購入料1について、事業者への支払方法は、「一括」又は「割賦」のどちらになるか、入札説明書にて示されるという理解でよろしいでしょうか。	No43の質問回答を参照ください。
49	実施方針資料2	5	1	(4)	イ	(ア)	サービス購入料1	基準金利の改定について、昨今、金融機関から下限値(フロア)の設定を強く要請されるケースがございます。(金利がマイナス設定にならない様にするため。)これに関しては、貴県と融資金融機関との間で取り交わされるであろう直接協定にて係る対応を協議されると思料しますが、事業収支を試算する上で、金融機関から同要請があった場合の貴県の考えをお示し願います。	現時点でお示しできる考えはございません。
50	実施方針資料2	6	1	(4)	イ	(エ)	サービス購入料4	「工期短縮が行われた場合は、提案スケジュールに基づき変更する。」とありますが、具体的にはどのようなケース(特定の費用を減額するなどでしょうか)を想定されているのかお示し願います。	「工期短縮が行われた場合は、提案スケジュールに基づき変更する。」は削除します。
51	実施方針資料2	6	1	(4)	イ	(オ)	サービス購入料5	サービス購入料5の支払時期ですが、提案した実施予定年度と実施された年度が異なった場合、実施された年度でお支払頂けるとの理解でよろしいでしょうか。(例、平成41年3月完了予定 平成41年4月に完了した場合、5月1日に請求して30日以内の支払いとなるか否か。)	サービス購入料5は削除します。 No18の質問回答を参照ください。
52	実施方針資料3	1	1	(1)			基本的な考え方	「飲食施設等運営事業及び自主事業については、事業者が・・・業務を実施する形態」との記載がありますが、事業者が実施する自主事業は、事業者が居室の使用料を支払い(県の収入)実施するという認識で宜しいでしょうか。上記に係り、県が想定する体育センターの利用料金の設定をお示しください。	事業者が実施する自主事業については、事業者が施設の利用料を県に支払い実施することのご認識のとおりです。施設利用者が県に支払う体育センターの利用料金については、今後、条例で規定する施設利用料によることとなります。
53	実施方針資料3	4	3	(1)	エ		財務モニタリング	貴県に提出する財務書類等については、株主総会完了後の決算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・付属明細表の4点)を提出することよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
54	実施方針資料3	5	3	(2)	イ	(オ)	サービス購入料の支払停止措置	支払停止対象が「サービス購入料2又は3のうち当該業務を含むサービス購入料の全て」とありますが、当該業務に対応するサービス購入料に限定して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
55	実施方針資料3	6	3	(2)	ウ	(イ)	減額対象となるサービス購入料	減額対象が「サービス購入料2又はサービス購入料3」とありますが、ペナルティポイント付与の対象となった業務に対応するサービス購入料に限定して頂けないでしょうか。	当該業務に対応するサービス購入料に限定する予定です。詳細は入札公告時に示す予定です。
56	実施方針資料3	1	1	(3)			モニタリング実施要領の作成	実施要領作成時期について指定はありますでしょうか。	対象業務の開始日までの時期で、県及び事業者が協議のうえ設定する考えです。
57	業務要求水準書(案)	目次					記載の不整合	第2 基本要件の「5対象施設と事業範囲の関係」(P.14)の記載とが不整合と思われます。	目次の第2、5は「対象施設と事業範囲の関係」、同6は「本事業の業務実施体制」、同7は「事業期間」、同8は「遵守すべき法令等」に修正します。
58	業務要求水準書(案)	3	第1	3			外構	外構について、明確な整備エリアをご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
59	業務要求水準書(案)	3	第1	3	(2)		宿泊定員	宿泊定員84名とありますが、22Pには1室最大4名とあります。4名×42室=168名が定員と考えてよろしいでしょうか。	宿泊定員84名とは、業務要求水準書(案)、22頁、第3、2(1)ウのとおり、主として1室2名利用とした場合の宿泊者数です。全室で簡易ベット等を利用し、1室4名利用する場合の宿泊者数は168名となります。
60	業務要求水準書(案)	3	第1	3	(3)		改修施設の概要	改修施設として「雨水貯留施設の整備」とありますが、既存施設の情報をお示し願います。	入札公告時に示す予定です。
61	業務要求水準書(案)	3	第1	3	(3)		改修施設の概要	駐車場整備として約300台との記載がございますが、身障者対応及び職員等用駐車場を含めて±何台程度を想定されているかお示し願います。	±15台程度を想定しています。
62	業務要求水準書(案)	4	第1	3			仮想敷地	各棟の整備エリアについての明確な範囲設定(各仮想敷地等)をご教示下さい。	23頁(2)を参照してください。なお、仮想敷地の想定はありません。
63	業務要求水準書(案)	5	第2				用途	本館棟の建築基準法上、消防法上の用途をご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
64	業務要求水準書(案)	5	第2				用途	各施設の敷地に関する用途地域をご提示ください。	都市計画図を参照ください。
65	業務要求水準書(案)	5	第2				敷地	現体育センター敷地と現総合教育センター敷地を一敷地として考える可能性はありますでしょうか。	現体育センター敷地と現総合教育センター敷地は一敷地として計画してください。
66	業務要求水準書(案)	5	第2	1	(2)		駐車台数	各施設の駐車台数の内訳をご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
67	業務要求水準書(案)	5	第2	1	(3)	アイ	給水使用量	既設給水使用量の実績をお教えてください。	入札公告時に示す予定です。
68	業務要求水準書(案)	5	第2	1	(3)	アイ	既存インフラ	給排水配管口径、排水樹深さのわかる資料がございましたらご教示ください。	入札公告時に示す予定です。
69	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(3)	ウ	契約電力・料金単価	既存施設の契約電力及び料金単価をお教えてください。	入札公告時に示す予定です。
70	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(3)	ウ	エネルギー使用量	既存施設の年間、月間エネルギー使用量(電気、ガス)をお教えてください。	入札公告時に示す予定です。
71	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(6)		J R旧鉄塔敷地	計画地内にJ R旧鉄塔敷地を含むことが記載されておりますが、当該敷地の管理は事業範囲外の認識でよいでしょうか。	J R旧鉄塔敷地は敷地外です。当該敷地の管理は事業範囲外です。
72	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(6)		J R旧鉄塔敷地	J R旧鉄塔敷地は、隣地扱いにしないということによろしいでしょうか。	隣地扱いとなります。
73	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(7)		区分地上権設定地	区分地上権設定地において、留意内容を具体的に提示いただけないでしょうか。	具体的な留意事項は現時点ではありません。
74	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(9)	ア	現体育センターの土壌調査	体育センターにおいては、公共下水道排水管路上下部を除いて土壌調査の必要はない、という理解でよろしいでしょうか。また、当該排水管路部は試料採取のみで、土壌洗浄等の対策は不要でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
75	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(9)	ア	土壌汚染調査結果等	資料14体育センター建設地において掘削をする場合は土壌調査が必要となるとありますが場合によっては汚染対策に時間がかかることも考えられます。工期延長の協議は可能かご教示下さい。	原則として、業務要求水準書(案)の16頁、7事業期間の設計・建設のスケジュールとしますが、状況に応じて判断する考えです。
76	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(9)	ア	下水道排水管	公共下水道排水管路の上下部を掘削する等の作業を行うとありますが、必要性がありますか。	事業者の提案によります。
77	業務要求水準書(案)	6	第2	1	(9)	イ	現総合教育センターの土壌調査	総合教育センターにおける、土壌調査等(試料採取)は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。また、入札公告時には解体予定の現宿泊棟敷地が調査対象外であると明らかになりますでしょうか。万一その後、調査及び対策が必要になった場合の費用については、別途として頂くようお願い致します。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
78	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(9)	イ	土壤汚染調査結果等	現総合教育センターの記載の内、ただし以降3行の意味をご教示ください。現宿泊棟を解体し、本館棟を新築する際は土壤調査は対象外、即ち調査不要ということでしょうか。それとも、現宿泊棟の解体後に調査の有無を確認・協議を行うということでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
79	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(9)	イ	現総合教育センター	資料15 p13に記載の特定有害物質の処分は、貴県にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(9)	イ	土壤調査	現総合教育センターの土壤調査について、対象外となる可能性が高いとのことですが、公告時には明確になるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
81	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	イ	残置杭の撤去について	「(前略)適宜、杭を撤去する事」とありますが、撤去不要な杭、地中構造物に関しては、記録を残すことにより残置することを認めていただけると判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	イ	残置杭の撤去について	「...適宜、杭を撤去すること。」との記載がございますが、計画に支障が無い杭は、残置しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	No81の質問回答を参照ください。
83	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	イ	残置杭の撤去について	「(前略)適宜、杭を撤去する事」とありますが、撤去工事において残置される部分の位置、杭種、数量等が分かる杭配置図、杭詳細図を含む構造図のご提供をお願いいたします。	提供可能な資料があれば、入札公告時に示す予定です。
84	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	エ	PCB保管庫と温室の解体撤去及び新設について	PCBは解体撤去前に貴県が事前に取り除く予定であるとの事ですが、「処分」なのか「保管場所を新設しての移動」なのかをお示し願います。また、万一処分が遅延等した場合の対応について、貴県の考えをお示し願います。(解体工事の工期に影響が及ぶ可能性があるため)	すでに保管場所を確保し、移動することを想定しているため、遅延することはありません。
85	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	エ	PCB保管庫と温室の解体撤去及び新設について	PCB保管庫内の保管物については、解体撤去の前に、県が事前に取り除く予定とのことですが、PCBの管理業務については、事業期間を通して、本事業の範囲外との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	ウ	コンテナ	引越用のコンテナについては、設置・撤去とも県が行う業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	エ	PCB保管庫・温室	新設するPCB保管庫・温室の想定面積をお示しください。	温室は70㎡程度、PCB保管庫は15㎡程度を想定しています。
88	業務要求水準書(案)	7	第2	1	(10)	エ	PCB保管庫と温室の解体撤去及び新設について	本事業開始後においてもPCBの保管責任及び処理は排出者である県の責任にて保管し、処理費を負担する認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	業務要求水準書(案)	8	第2	1	(10)	オ	地下通路	地下通路は本事業で利用することは一切ないと理解してよろしいでしょうか。また、残置物としての必要な手続きもなされると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	業務要求水準書(案)	8	第2	1	(10)	オ	地下通路	スポーツアリーナと現体育センター本館棟とを結ぶ地下通路を閉鎖するとありますが、閉鎖する範囲を明確にご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
91	業務要求水準書(案)	8	第2	2	(4)		職員数	本館棟に入居する課の主な職務を教えてください。	入札公告時に示す予定です。
92	業務要求水準書(案)	8	第2	2	(5)		開館時間	開館時間及び閉館日の変更は、県との協議により変更可能でしょうか。	入札及び提案書類の受付の時点では、開館時間や閉館日の変更は不可です。事業開始後に、必要に応じて判断する予定です。
93	業務要求水準書(案)	9	第2	2	(5)	ア	開館時間・プール閉館日	あくまで本施設は、県の直営施設であることから、条例に則り、時間変更・休館日変更提案は出来ないという認識で宜しいでしょうか。	No92の質問回答を参照ください。
94	業務要求水準書(案)	9	第2	2	(5)	ア	開館時間	プールのみ開館日と閉館日が異なる理由と「専用利用」についてご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
95	業務要求水準書(案)	9	第2	2	(5)	ア	プール閉館日	プールの閉館日9/16～9/30の期間はどのような理由で設定されているのかお示しください。上記の期間中は、自主事業も実施出来ないという認識で宜しいでしょうか。	プールの閉館日9/16～9/30の期間は、ボイラーの点検整備によるものです。自主事業については、点検整備に支障のない範囲であれば実施可能と考えております。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
96	業務要求水準書(案)	9	第2	2	(5)	ア	開館時間	「6月15日から・・・12月31日まで9:30～17:00」との記載がありますが、この開館時間は、個人利用に紐づくという認識で宜しいでしょうか。 また、上記の時間以外(17:00または18:00～21:00まで)に事業者が専用利用09:00～21:00に紐づく施設使用料を支払えば、個人を対象とした自主事業は可能との認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
97	業務要求水準書(案)	9	第2	2	(5)	ア	第2アリーナ・プール棟	プール及びその他施設についての開館時間について、事業者提案で延長することは可能でしょうか。	No92の質問回答を参照ください。
98	業務要求水準書(案)	9	第2	2	(5)	ア	第2アリーナ・プール棟	プールの閉館日として年末(12/29～1/3)の記載がございませんが、記載漏れでしょうか。或いは閉館せよとの事でしょうか。	12/29～1/3は閉館日とします。
99	業務要求水準書(案)	9	第2	2	(5)	エ	宿泊棟	「閉館日は事業者提案による」とされておりますが、その他の施設が年末年始(12/29～1/3)を閉館日としていることから、同期間は閉館することが管理上も望ましいと考えますが、貴県の考えをお示し願います。	12/29～1/3は閉館日とします。
100	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(1)		キャンプ候補地申請支援	キャンプ候補地申請書類作成等の支援の内容、スケジュールをご教示下さい。	現時点では具体的な想定はありません。
101	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(1)		事前キャンプ候補地	事前キャンプ誘致国が決まった後に、誘致国の都合による設計変更や工期遅延等が生じた場合は、県の指示による変更と考えてよろしいでしょうか。(実施方針-資料1と関連)	ご理解のとおりです。
102	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(2)		事業を継続しながらの施設整備	工事期間中の施設利用者用駐車場の必要台数をお示しいただけますでしょうか。	必要台数の条件はありません。可能な限り多くの台数が確保可能な計画としてください。
103	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(2)		事業を継続しながらの施設整備	工事期間中の既設競技場、スポーツアリーナ使用に伴う工事上の制約(想定利用状況を踏まえた上での工事範囲の制限等)がありましたらお示しください。	入札公告時に示す予定です。
104	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(2)		事業を継続しながらの施設整備	総合教育センター、スポーツアリーナ、球技場を一定期間運営しながらの施設整備が条件となっておりますが、「一定期間」は入札公告時に、資料22敷地全体の工事計画(案)にてお示し頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(2)		運営期間	事業を一定期間運営しながらとありますが、運営期間を具体的にご教示下さい。	No104の質問回答を参照ください。
106	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(2)	-	既存施設の運営について	既存施設を一定期間運営しながらの施設整備となるとの記載がございますが、一定期間の目安をご教授下さい。	No104の質問回答を参照ください。
107	業務要求水準書(案)	10	第2	3	(3)		事前協議結果の遵守	資料19「許認可申請に係る留意事項」を早期に開示頂けますようお願い致します。	入札公告時に示す予定です。
108	業務要求水準書(案)	11	第2	3	(5)		オリンピック事前トレーニング(キャンプ)地に選定された場合の維持管理業務等への配慮	オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地となった場合、当期間中の業務内容は通常業務の内容から大きく異なり受付、食事、警備体制、フロント体制等の業務内容が変更となる事が予想されます。変更となる業務内容は協議事項となり、業務仕様が追加となる場合は業務費用を別途頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	業務要求水準書(案)	11	第2	3	(5)		オリンピック事前トレーニングキャンプ地に係る業務	「オリンピック事前トレーニング地に選定・・・調整すること」とありますが、供用開始前より県との協議が発生するという認識で宜しいでしょうか。 また、オリンピック事前トレーニング地に本施設が選定された場合に、要求水準書(案)に示されていない業務が発生された場合は、別途業務委託契約等締結する可能性もあるという認識で宜しいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
110	業務要求水準書(案)	11	第2	3	(5)		オリンピック事前トレーニング(キャンプ)地に選定された場合の維持管理業務等への配慮	「開業半年前より、県との協議のうえ、実施する業務内容を調整すること」とありますが、入札時に提案した入札額の範囲で業務内容を調整(変更)するということでしょうか。または、調整した業務内容に併せて、事業費の見直しを行うということでしょうか。	内容に応じて判断する考えです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
111	業務要求水準書(案)	11	第2	3	(7)	(7)	ドクターヘリ	ドクターヘリ臨時離発着場に伴う高さ制限等はないものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
112	業務要求水準書(案)	11	第2	3	(7)	(7)	ドクターヘリ臨時発着場	ドクターヘリ臨時発着場の利用時に想定される、民間事業者の業務についてご教授願います。	施設利用者への速やかな連絡、退避誘導等を想定しています。
113	業務要求水準書(案)	11	第2	3	(7)	(7)	ドクターヘリ臨時離発着場	現行では、運航時間が8時30分から17時00分までとされていますが、今後変更などを想定する上で、夜間利用は想定しなくてよろしいでしょうか。	想定する必要はありません。
114	業務要求水準書(案)	12	第2	3	(7)	イ	災害時の役割	各施設の災害時の具体的な役割をご教示下さい。	災害時活動拠点とされている主な施設は、陸上競技場、補助競技場、球技場等であり、災害時の役割については、業務要求水準書(案)11頁、第2、3(7)の(イ)及び(ウ)のとおりです。
115	業務要求水準書(案)	12	第2	3	(7)	(イ) b	災害応急活動の種類	災害応急活動の実施に伴うヘリコプターの臨時離発着場は、ドクターヘリ発着場としての陸上競技場のみならず、球技場・補助競技場への離発着も想定されていますでしょうか。	災害応急活動に伴うヘリコプターの臨時離発着場として、現クレートコートが指定されています。
116	業務要求水準書(案)	14	第2	5			表2-7	「その他施設」の整備スケジュール(公募・入札・工事等)をご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
117	業務要求水準書(案)	15	第2	6			維持管理・運営支援等業務総括責任者	維持管理・運営支援等業務総括責任者は、維持管理業務期間中、現地に常駐する必要がありますか。	総括責任者1名または維持管理・運営支援業務管理責任者のいずれか1名が現地に常駐することを条件とする予定です。
118	業務要求水準書(案)	15	第2	6			維持管理・運営支援等業務総括責任者	維持管理・運営支援等業務総括責任者の代理人は、維持管理業務期間中、現地に常駐する必要がありますか。	No117の質問回答を参照ください。
119	業務要求水準書(案)	15	第2	6			表2-9	表2-9において、総括責任者、維持管理業務責任者、運営支援業務管理責任者全てを1名で兼務は可能でしょうか。	可能です。
120	業務要求水準書(案)	15	第2	6			総括責任者	総括責任者の選任については貴県の承諾が必要とのことですが、承諾されないケース(要件等)をお示し願います。	個々の事由に応じて判断する考えです。
121	業務要求水準書(案)	16	第2	7			工期短縮	本館棟の工期短縮の提案は可能と考えてよろしいでしょうか。また、提案可能な場合、提案審査の評価対象となるでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
122	業務要求水準書(案)	17	第2	8			遵守すべき法令等	設計基準等について「最新版」とありますが、設計中に適用基準の内容に変更があると設計変更やコスト変動が生じます。公告時の最新版と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	業務要求水準書(案)	17	第2	8	イ	(ア)~(セ)	官庁官庁関係の統一基準	PFI事業は民間ノウハウを最大限活用し、VFMを実現する手法と理解しています。当該基準に準拠することを要求水準で規定されると民間ノウハウを活かす余地が限られ、VFMが実現できなくなるため、当該規定を参考扱いとし、免除していただけないでしょうか。	業務要求水準書(案)記載のとおりです。
124	業務要求水準書(案)	22	第3	2	(1)	イ	プライバシー確保	プライバシー確保については動線に対する配慮のほか、必須要件はありますでしょうか。	プライバシーの確保は、検査エリアと相談エリア利用者に対する、他の施設利用者からの視線を遮ることが必須要件であり、そのために動線の交錯を避け、必用に応じて、視線を遮る工夫を施すことを条件とする予定です。
125	業務要求水準書(案)	22	第3	2	(1)	ウ	宿泊棟	1室最大4名利用用の簡易ベッド等は、予め居室内に設えておく必要がございますか。或いは、係る必要に応じて簡易ベッドを居室に持ち込む方式も可能でしょうか。	事業者の提案とします。 なお、簡易ベッドは建築工事費に含むものとします。
126	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	エ	(イ) テニスコート照明	要求事項である照明を設置したことで近隣住民から光害クレームが来た場合の対応は、発注者リスクとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、光害に配慮した照明計画としてください。
127	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	オ	グリーンハウス	グリーンハウスの耐震診断及び耐震改修は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	オ	グリーンハウス	耐震改修等の記述がありませんが、耐震性は十分に満たしているとの理解で良いかご教示下さい。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
129	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	オ	グリーンハウス	歴史的建物「グリーンハウス」の保存再生に地元団体が継続的に協力しているとの事ですが、資料23で示された施設整備に関して、事業者側として同団体との協議の実施、並びに同団体からの意見・要望等に配慮する必要はございますか。貴県を協議窓口として、諸団体等との協議を図る方向で対応すべきと考えますが、如何でしょうか。	基本的には県が諸団体等との調整を図る予定としていますが、必要に応じて事業者に協力を求めることがあります。
130	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	オ	グリーンハウス	「1階は、総合受付・・・一般利用を想定する」とありますが、「総合受付」とは、施設の総合案内機能及び屋外施設の受付を有するとの認識で宜しいでしょうか。	グリーンハウスの総合受付は、施設の総合案内機能及び、屋内・屋外施設の受付です。
131	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	オ	グリーンハウス	「3階は、大空間化し・・・て展示スペースとすること」とありますが、展示スペースを設置するのは県との認識で宜しいでしょうか。	展示スペースの整備は事業者にて行い、展示物の設置は県が実施する予定です。
132	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	オ	グリーンハウス	「2階は、ラウンジとし使用、軽飲食等のためのスペースとすること」と記載ありますが、改修後の運用方法は、現在の食堂を廃止し、利用者の方が持ち込んだ軽食等の飲食ができる場として利用することを想定されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(1)	(オ)	グリーンハウス	当該建物の設備改修スペックをお示しください。	入札公告時に示す予定です。
134	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(2)		施設配置計画	「県が関連機関と事前に協議した開発許可申請等の協議結果に基づき計画」したとありますが、事業者が開発許可申請を実施する際に資料19「許認可申請に係る留意事項」を満たし、資料21「配置計画(案)」に準拠したにもかかわらず、適正な期間内で開発許可が得られなかった場合の工期遅延や施設整備費増加リスクは、県においてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
135	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(2)		施設配置計画	配置については「開発許可申請等の協議結果に基づき計画したもの」とありますが、開発許可手続きが必要とのことでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
136	業務要求水準書(案)	23	第3	2	(2)		測量図	既存樹木の測量図をいただけないでしょうか。	既存樹木の測量図は存在しませんが、現況の緑地を示した図面を入札公告時に示す予定です。
137	業務要求水準書(案)	24	第3	2	(3)		平面計画・構成	各施設の上履きか下履きでの利用か、利用の仕方をご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
138	業務要求水準書(案)	24	第3	2	(3)	イ	第2アリーナ・プール棟更衣室	ボクシング、フェンシング、ウェイトリフティング等練習場の利用者は、アリーナで設置されている更衣室を利用すると考えてよろしいでしょうか。	現時点では、そのように想定していますが、事業者の提案も可能です。
139	業務要求水準書(案)	24	第3	2	(3)	イ	第2アリーナ・プール棟	ウェイトリフティング競技・練習場に求められる必要な床荷重をお示し願います。	事業者の提案によります。
140	業務要求水準書(案)	25	第3	2	(3)	エ	宿泊棟浴室	浴室を2階に設置することは、必須でしょうか。	浴室の配置場所は事業者の提案によります。
141	業務要求水準書(案)	26	第3	2	(4)	ア (イ)	従事人数	「受付業務の従事人数は3名程度」との記載がありますが、受付に限らず本施設における人員配置は、事業者側の提案とさせて頂いても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	業務要求水準書(案)	26	第3	2	(4)	ア (ウ)	アトリウム	「クライミングウォール(子どものレクリエーション利用、高さ3m程度)を計画すること。」とありますが、施設使用料は徴収しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	業務要求水準書(案)	26	第3	2	(4)	ア (ウ)	アトリウム	通路や荷物等の搬入出路であるアトリウムに、クライミングウォールの計画が求められておりますが、落下時の安全確保のためにマット等を設置すると、通路としての機能の一部が損なわれる懸念がございます。よって、クライミングウォールの規模(設置幅)について、ご要望はございますでしょうか。	事業者の提案によります。
144	業務要求水準書(案)	27	第3	2	(4)	ア (エ)	アリーナ	アリーナで行う競技種目及び要求コート数のライン引きについて、追加で事業者提案ができるかご教示下さい。	可能です。
145	業務要求水準書(案)	27	第3	2	(4)	ア (エ)	アリーナ	ゴールボール競技を行う上で、必要な遮音精度の指定がございましたらお示し願います。	ありません。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
146	業務要求水準書(案)	27	第3	2	(4)	ア	(I)	アリーナ	備品リストにゴールボール用ゴールの記載はございますが、競技に必要なアイシェードは自前との理解でよろしいでしょうか。また、コートラインを認識するための紐の設置について、事業者に要求される設えがあればお示し願います。	アイシェードについては、ご理解のとおりです。また、紐の設置については、事業者の提案によります。
147	業務要求水準書(案)	27	第3	2	(4)	ア	(オ)	第2アリーナ・プール棟 観客席	観客席について、対面2箇所、1か所あたりの内訳は99席×2列、車いす席60席×1列とありますが、総収容席数が変わらず計画上合理性がある場合は、変更する事は可能でしょうか。	可能です。
148	業務要求水準書(案)	27	第3	2	(4)	ア	(オ)	第2アリーナ・プール棟 観客席	要求水準書と参考レイアウト図での観客席の数値が異なります。要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)、27頁、(オ)を正とします。
149	業務要求水準書(案)	27	第3	2	(4)	ア	(カ)	第2アリーナ・プール棟 チーム数(人数)	車椅子バスケット使用チームは、2コートを1日1コート5試合実施とする場合、16チームではなく20チームでよろしいでしょうか。	業務要求水準書(案)、27頁、(カ)a,bに示すチーム数は、関東大会を開催した場合の想定チーム数であり、要求コート数を計画する上での参考数値として記載しています。
150	業務要求水準書(案)	28	第3	2	(4)	ア	(ク)	第2アリーナ・プール棟 車椅子保管庫・倉庫	健全者のスポーツ器具とは異なる器具、義手、義足の保管のために必要な設備についてご教示下さい。	事業者の提案によります。
151	業務要求水準書(案)	28	第3	2	(4)	ア	(ケ)	車椅子修理室	車椅子修理室の設えについて、詳細をお示し願います。	事業者の提案によります。
152	業務要求水準書(案)	29	第3	2	(4)	イ		プール棟	資料27を見ると第2アリーナには下足入れがありますが、プール棟には記述も図面にもありません。ご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
153	業務要求水準書(案)	29	第3	2	(4)	イ	(オ)	公認プール	公認プールの取得に係る公認取得業務は、県が実施するという認識で宜しいでしょうか。また、日本水泳連盟の公認プール取得に係る申請書内には、プール管理者が資格を取得するように記載がありますが、あくまで本施設は県の直営施設となる為、本資格は県の職員が取得し、登録するという認識で宜しいでしょうか。 http://www.swim.or.jp/about/application.php	入札公告時に示す予定です。
154	業務要求水準書(案)	29 32	第3	2	(4)	イ	(ソ)~(テ)	各居室	(ソ)実技講習室~(テ)運動能力筋力測定室・トレッドミル室に係る業務及び人員配置は県が実施及び配置するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	業務要求水準書(案)	31 46	第3					第2アリーナ・プール棟 本館棟 ゴミ集積所	ゴミ収集車の大きさ(ot車)および、収集場所をご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
156	業務要求水準書(案)	31	第3	2	(4)	イ	(コ)	第2アリーナ・プール棟 ゴミ集積所	1階、各階に計画予定のゴミ集積スペースが資料27参考レイアウト図に記載がないので適宜計画するという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	業務要求水準書(案)	31	第3	2	(4)	イ	(セ)	第2アリーナ・プール棟 2階利用者ロッカ室	2階利用者ロッカ室に80名程度利用とありますが、シャワー室は設置しないという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	業務要求水準書(案)	32	第3	2	(4)	イ	(セ)	第2アリーナ・プール棟 2階更衣室	2階の更衣室に80名程度利用とありますが、シャワー室は設置しないという考えでよろしいでしょうか。	No157の質問回答を参照ください。
159	業務要求水準書(案)	32	第3	2	(3)	イ	(リ)(タ)	第2アリーナ・プール棟 実技講習室・運動栄養サポート室	実技講習室と運動栄養サポート室が参考レイアウト図上隣接させておりませんが、要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	実技講習室と運動栄養サポート室の隣接は、必要ありません。参考レイアウトを正とします。
160	業務要求水準書(案)	35	第3	2	(3)	イ	(ヌ)	第2アリーナ・プール棟 盲導犬の待機場所	多目的パラスポーツ競技、練習場に隣接して盲導犬の待機場所(トイレ含む)を設置と要求水準書にありますが、レイアウト図に記載がありません。個別の室として設置するという考えでよろしいでしょうか。また、仕上げ等想定がありましたらご教示下さい。	盲導犬待機場所は室内に個別の室として、適宜設置してください。盲導犬の待機に適した設えであれば、仕上げ等は事業者提案によります。ただし、温湿度の調整が可能な計画としてください。
161	業務要求水準書(案)	32	第3	2	(4)	イ	(チ)~(テ)	各諸室	スポーツ医科学相談及びトレーナー指導室・運動能力筋力測定室・トレッドミル室には運営支援者として人員の配置は必要でしょうか。配置が必要でしたら要求する資格等をご教示下さい。	No154の質問回答を参照ください。
162	業務要求水準書(案)	35	第3	2	(4)	イ	(ネ)	第2アリーナ・プール棟 ダンス・体操競技・練習場	ダンス・体操競技・練習場について、必要天井高さについてご教示下さい。また、鏡や音響設備の設置は必要でしょうか。	入札公告時に示す予定です。
163	業務要求水準書(案)	36	第3	2	(4)	ウ	(イ)	第2アリーナ・プール棟 大講堂	大講堂の研修以外の利用目的はありますでしょうか。	ありません。
164	業務要求水準書(案)	36	第3	2	(4)	ウ	(イ)	第2アリーナ・プール棟 大講堂	大講堂の一般利用の貸し出しは行われませんか。	行う予定はありません。
165	業務要求水準書(案)	40	第3	2	(4)	ウ	(フ)	展示室	外部の施設・機関から借用する資料に求められる温度、湿度等の借用条件の想定値をお示しいただけますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
166	業務要求水準書(案)	40	第3	2	(4)	ウ	(ト)	資料収蔵庫	資料収蔵庫の温度、湿度等の想定値をお示しいただけますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
167	業務要求水準書(案)	40	第3	2	(4)	ウ	(ト)	本館棟資料収蔵庫	資料収蔵庫の温湿度条件をご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
168	業務要求水準書(案)	41	第3	2	(4)	ウ	(七)	保護者用相談室	必要な防音レベルをお示しください。	室内間仕切壁D-45以上、室内騒音は騒音レベル35db (A)以下とします。
169	業務要求水準書(案)	41	第3	2	(4)	ウ	(七)	高校生用相談室	必要な防音レベルをお示しください。	No168の質問回答を参照ください。
170	業務要求水準書(案)	43	第3	2	(4)	ウ	(リ)	電話相談	24時間対応のための館内のセキュリティー(ゾーニング)は、どのようにお考えでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
171	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(レ)	実験室他	必要な防音レベルをお示しください。	室の用途に応じ、必要な防音性能を確保するものとします。
172	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室、及びサーバ執務室内の電源確保について、無停電電源装置UPSの設置についてどのようにお考えでしょうか。	無停電電源装置UPSは、県が設置する予定です。
173	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室、及びサーバ執務室内の給電ルートについて、どのようにお考えでしょうか。2系統以上の給電ルートの確保は必要でしょうか。	2系統以上の給電ルートの確保を前提とします。
174	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室への影響を考慮した考慮した避雷、誘導雷のお考えがございましたら、ご教授願います。	避雷、サージ対策を前提とします。
175	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室床面(スラブ面)の耐荷重について、どのようにお考えでしょうか。サーバ増設時を想定した耐荷重値がございましたら、ご教授願います。	事業者の提案によります。
176	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室内の熱対策などはどのようにお考えでしょうか。一般に、床下送風型が有効とされますが、要求水準書(案)に記載される床スラブと床面の300mmの距離では、電源ケーブルの配置によっては、床下送風型の効果を発揮できない場合があるかと思いますが、いかがでしょうか。	床下送風型の採用は必須ではありません。事業者の提案によります。
177	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	セキュリティ面において、出入り口のICカードキーシステムのみでの運用と見受けられますが、業務従事者、不正入室者の映像による遠隔管理など、セキュリティ面の強化については、どのようにお考えでしょうか。	業務従事者、不正入室者の映像による遠隔管理などは想定しておりません。
178	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室、サーバ執務室の整備において、神奈川県が行う工事などがありましたら、ご教授願います。	サーバ室に引き込む外部回線、機器本体、サーバ室内の機器接続、ネットワーク設定等は、県が行う工事となります。
179	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室の維持管理業務については、温度・湿度環境の数値的設定など、維持管理業務において細かい条件が必要かと思われそうですが、その維持管理業務仕様については、どのようにお考えでしょうか。	電源の二重化、24時間365日連続空調(湿度調整機能付き)とする予定です。設定温度、湿度は事業者提案によります。
180	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ管理において、委託業者の従事者が常駐されることが想定されますが、その委託業者の業務範囲、業務内容をご教授願います。	現時点で開示できる情報はありません。
181	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	要求水準書に記載される「サーバ室環境」、「維持管理業務」を提供した上で、発生した情報漏えい事故、サーバダウンによるシステム障害が発生した場合、その損害に対する賠償は、事業者は免れるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準を遵守しており、かつ事業者の責めに帰さない場合は、ご理解のとおりです。
182	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバー室・サーバー執務室	サーバー室の空調と空調用電源については、基本的には自家発電設備からの供給(3日間)となりますが、別途、無停電電源装置による供給体制の可否についてお示し願います。	無停電電源装置は県が整備する予定です。
183	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	本館棟サーバ室	サーバ室は、床吹き出し空調を必要とするサーバでしょうか。また、サーバの発熱容量をご教示下さい。	No176の質問回答を参照ください。サーバの発熱容量は、業務要求水準書(案)45頁を参照ください。
184	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	本館棟サーバ室	サーバのラックは、備品工事でもよろしいでしょうか。ご教示下さい。	サーバラックは県が整備する予定です。
185	業務要求水準書(案)	44	第3	2	(4)	ウ	(リ)	サーバ室・サーバ執務室	サーバ室の管理において、適切に管理を行っていたにもかかわらずサーバに被害が生じた場合の損害の負担は、事業者は免れる認識でよろしいでしょうか。	No181の質問回答を参照ください。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
186	業務要求水準書(案)	45	第3	2	(4)	ウ	(7)	サーバー室・サーバー執務室	サーバー室の耐震または免震対策について、建物自体を耐震構造としたのみでは要求水準を満たさないとの理解でしょうか。	建物自体を耐震構造とした場合でも、サーバーラック等の転倒防止措置を求める予定です。
187	業務要求水準書(案)	45	第3	2	(4)	ウ	(7)	その他	給湯室のミニキッチンに設置するコンロは、ガス式でしょうか、それともIH式でしょうか。	IH式とします。
188	業務要求水準書(案)	46	第3	2	(4)	ウ	(7)	本館棟 ゴミ集積所	1階、各階に計画予定のゴミ集積スペースが資料28参考レイアウト図に記載がないので適宜計画するという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	業務要求水準書(案)	46	第3	2	(4)	エ	(7)	宿泊棟 共通	宿泊室の施錠方式は、鍵式・電子鍵・非接触カード式等々、どのような方式をお考えでしょうか。	事業者の提案によります。
190	業務要求水準書(案)	48	第3	2	(4)	カ	(7)	駐車場	「駐車場で乗降時、雨天の場合に雨を避けられる構造であること」とは具体的にどの箇所を指すものでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
191	業務要求水準書(案)	48	第3	2	(4)	カ	(7)	外構 共通	「駐車場で乗降時、雨天の場合に雨を避けられる構造であること。」とありますが、約300台全ての駐車場に屋根を設けることを想定されているのでしょうか。	No190の質問回答を参照ください。
192	業務要求水準書(案)	48	第3	2	(4)	カ	(7)	外構の 対象範囲	「外構の対象範囲は、資料21に示す、PFI工事範囲とする。」とありますが、一方p59の囲障は「別紙6「現況外構図」に示す。事業者の提案により囲障計画を検討すること。」とあります。どちらもフェンスなどが含まれていますが、対象範囲が異なります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
193	業務要求水準書(案)	51	第3	2	(8)	イ		自家用発電設備	「整備時において、3日間運転可能な燃料を備蓄すること。」とありますが、維持管理期間中の燃料の交換、補充は、事業者の業務範囲に含まれるのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
194	業務要求水準書(案)	54	第3	2	(8)	ア	(7)	中央監視設備	平成32年度における中央監視室での監視方法に関する考え方について教えてください。要求水準において「本館棟の守衛室に集中管理パネルを設置し、一括管理ができるものにする」と記載されております。一方で、本館棟の供用開始が他施設より1年遅れての開始となります。本館棟供用開始前の期間(1年間)の監視方法についてどのような運用方法を検討されているか教えて頂けないでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
195	業務要求水準書(案)	54	第3	2	(8)	イ		監視カメラ設備	「屋内及び屋外の必要箇所にカメラを設置」とありますが、本事業対象の敷地が広大であることから、県が想定している監視カメラの設置目的(防犯・監視の主たる目的)をご教示ください。また、想定している設置箇所、台数があれば合わせてご教示ください。	主たる目的は、事故・不審者進入防止です。設置箇所、台数は事業者の提案によります。
196	業務要求水準書(案)	57	第3	2	(9)	ア	(7)	太陽光パネル	再利用する太陽光パネルの、保管場所と数量、サイズ、仕様をお示しください。	入札公告時に示す予定です。
197	業務要求水準書(案)	57	第3	2	(9)	ア	(7)	太陽光発電 パネル	貴県が保管されている太陽光パネルのメーカー・仕様・数量等、詳細をお示し願います。	No196の質問回答を参照ください。
198	業務要求水準書(案)	59	第3	2	(10)	ア		駐車場	多数の来客が見込まれる場合を想定した「サブエントランス」について、これまでの試合開催時等の経験から推測し、想定している場所等がありましたら、ご教示ください。	想定している場所はありません。
199	業務要求水準書(案)	59	第3	2	(10)	エ		囲障	正門、南門、門扉、境界柵の改修を行うこととありますが、詳細な改修基準については、お示し頂けるのでしょうか。	改修対象の囲障は入札公告時に示しますが、改修の詳細な条件は事業者提案とする予定です。
200	業務要求水準書(案)	59	第3	2	(10)	カ		雨水排水計画	資料8にて流域と放流箇所等の情報はありますが、貯留の考え方など既存施設(雨水貯留施設)の情報は他にはありませんでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
201	業務要求水準書(案)	59	第3	2	(10)	カ		雨水排水計画	「雨水貯留施設の整備」に関して、開発許可申請が必要な場合は既存改修ではなく、新たに整備することが求められますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
202	業務要求水準書(案)	60	第3	2	(10)	コ		テニスコート脇 擁壁	その他の擁壁及びステップ状擁壁(c,d,e,g,h,i及びj)は事業者の提案によるものとありますが、既存の擁壁をそのまま利用する場合、既存擁壁の施工時の構造体力が維持されているか、事業者が証明しなければならないのでしょうか。その場合、瑕疵担保責任はどちらが負うのでしょうか。	擁壁の構造的な安全性の確認方法、施工方法は提案によります。当該提案に伴う瑕疵担保責任は事業者が負う考えです。
203	業務要求水準書(案)	60	第3	2	(10)	コ	その他	擁壁について	擁壁「a」の解体撤去に伴い掘削工事が発生しますが、この行為は記載の「切土盛土行為が発生しないように留意...」には該当しないと考えるよろしいですか。また、擁壁のやり替え工事は、開発行為には、該当しないと考えるよろしいですか。	入札公告時に示す予定です。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
204	業務要求水準書(案)	63	第3	4	(1)	イ	(ウ)	開発申請業務	「許認可申請に係る留意事項」を条件とする設計を実施し、必要な手続を行うこととありますが、開発許可申請が必要との理解でよろしいでしょうか。 開発許可手続が必要でない場合は、都市計画法規則60条証明の取得が必要となりますでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
205	業務要求水準書(案)	63	第3	4	(1)	イ	(I)	各種申請業務	各種申請業務には一団地認定に関する手続も含まれますでしょうか。点在する各施設の整備経緯を確認させて頂きたいとお願ひ致します。	入札公告時に示す予定です。なお、一団地認定に関する手続は想定しておりません。
206	業務要求水準書(案)	64	第3	4	(1)	イ		説明資料	「設計図書の補足説明資料(パース画像等、視覚的で分かりやすいもの)」とありますが、県が想定しているイメージがありましたらご教示ください。	事業者の提案によります。
207	業務要求水準書(案)	71	第3	4	(5)	ア		業務の範囲	開業準備期間中の新築施設又は改修施設の維持管理業務は開業準備業務に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	改修施設の維持管理業務は含まれません。
208	業務要求水準書(案)	71	第3	4	(5)	ア		業務の範囲	開業準備期間中のその他施設の維持管理については本業務の範囲外との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	業務要求水準書(案)	71	第3	4	(5)	イ	(ウ)	開館式の準備・支援	開館式典の企画・実施は県が主導で行い、事業者は、開館式典を支援する位置づけということで宜しいでしょうか。 開館式典に係り、具体的に事業者が支援する業務をお示しください。	ご理解のとおりです。 具体的な業務は現時点では想定しておりません。
210	業務要求水準書(案)	71	第3	4	(5)	イ	(ウ)	開館式の準備・支援	開館式典の予想される招待者数をご教示下さい。	現時点では想定しておりません。
211	業務要求水準書(案)	71	第3	4	(5)	イ	(ウ)	開館式の準備・支援	開館式典及び内覧会は、体育施設及び本館棟完成時それぞれで開催するのでしょうか。また、当該式典は貴県主催で、かつ、費用も負担されるとの理解でよろしいでしょうか。 なお、建設業務に関する式典(安全祈願等)の開催については任意とさせて頂きたいと存じます。	ご理解のとおりです。 なお、建設業務に関する式典(安全祈願等)の開催については、事業者の提案によります。
212	業務要求水準書(案)	71	第3	4	(5)	イ		開館式の準備・支援	開館式典の規模及び内覧会の規模と回数は、入札公告時にお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No210及びNo211の質問回答を参照ください。
213	業務要求水準書(案)	71	第3	5	(5)	イ	(I)	引越支援	引越支援の内容において県が廃棄する備品等については敷地内にまとめておくことでよく、廃棄は事業者では実施しないという認識でよいでしょうか。また、費用負担は県の負担でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	業務要求水準書(案)	72	第4	2				業務の対象範囲	その他施設の点検・保守業務及び経常修繕業務も事業者の業務に含まれるとのことですが、対象となる設備等の仕様・型番・メーカーなどの積算のための資料は、いつ公表していただけますでしょうか。	公表可能なものは入札公告時に示す予定です。
215	業務要求水準書(案)	72	第4	3				経常修繕の業務内容	経常修繕の用語の定義(72頁)として「～日常の維持管理として行われる修繕」と記載されていますが、経常修繕の業務内容(82頁)においては「～本件施設の検査・診断を実施し、～」と示されており、日常では対応が難しい作業内容が記載されています。 県と事業者の考え方に齟齬が出ないように業務範囲をご教示下さい。	入札公告時に示す予定です。
216	業務要求水準書(案)	72	第4	3				用語の定義	「経常修繕」と「修繕」の言葉の意味の違いを教えてください。	入札公告時に示す予定です。
217	業務要求水準書(案)	72	第4	3				用語の定義	照明設備の管球交換作業における管球代は経常修繕費として事業者負担となりますか。	事業者負担となります。
218	業務要求水準書(案)	72	第4	3				用語の定義	LED照明設備の器具交換や空調機のプレフィルター・中性能フィルター・Vベルトなど部材そのものの更新は、経常修繕ではなく、大規模修繕に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	No18の質問回答を参照ください。
219	業務要求水準書(案)	72	第4	3				用語の定義	「大規模修繕」について、用語の定義を公示願ひします。	No18の質問回答を参照ください。
220	業務要求水準書(案)	72	第4	3				用語の定義	大規模修繕について定義をご教示願ひします。	No18の質問回答を参照ください。
221	業務要求水準書(案)	73	第4	4	(2)	イ		業務従事者	「積極的に障害者の雇用を図ること」とありますが、現地の維持管理業務の常駐する技術者として、障害者を積極的に雇用すべきということでしょうか。	現地の維持管理業務の常駐する技術者に限定せず、幅広く障がい者の雇用を図ってください。
222	業務要求水準書(案)	73	第4	4	(2)	イ		業務従事者	PCBの保管庫がありますが、事業者にて特別管理産業廃棄物管理責任者の選任も必要でしょうか。	不要です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
223	業務要求水準書(案)	73	第4	4	(2)	イ	業務従事者	「業務従事者を必要人数常駐させる」とのことですが、宿泊施設もあることから、夜間も常駐する必要がありますか。	維持管理業務においては、不要です。ただし宿泊棟の運営支援業務において夜間の常駐を求める予定です。
224	業務要求水準書(案)	77	第4	5	(1)	ア	業務対象範囲	県が移設もしくは新たに調達することが予想される研修用の機器類(純水装置や音響設備、電動工作機器など)については、点検・保守業務の業務範囲外という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	業務要求水準書(案)	77	第4	5	(1)	イ	業務内容	現状、体育センターで常駐の設備管理要員は配置されておりますでしょうか。また、現状の設備管理体制を参考までご教示願います。	常駐の設備管理要員として、県職員は配置しておりません。
226	業務要求水準書(案)	78	第4	5	(1)	(カ)	故障・クレームへの対応	県が整備される施設において、事業者が責が無い原因による故障について対応した際の修理費などについては、別途、県にて負担していただけるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(2)	ア	経常修繕業務	その他施設の大規模修繕業務は事業者の業務対象外となっているため、大規模修繕の実施時期は県にて決定されることと想料いたしますが、事業者の整備する施設と同様に、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施する想定で計画するという理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕は、設備機器等の耐用年数を勘案し、老朽化の状況等を確認しながら全ての施設について県が実施することとします。なお、大規模修繕業務は、本事業には含まないこととします。
228	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(2)	ア	業務対象範囲	県が移設もしくは新たに調達される研修用の機器類(純水装置や音響設備、電動工作機器など)については、経常修繕業務の業務範囲外という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(2)	ア	業務対象範囲	県が整備した建築物及び既存施設を含むありますが、特に県の瑕疵等による不具合の発生も懸念されます。協議の上、瑕疵と判明した場合、県の負担で修繕を実施するとの理解でよろしいかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
230	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(2)	ア	経常修繕範囲	新設の建物の修繕だけでなく既存建物や県が整備した施設(外溝設備等)が経常修繕に含まれています。PFI事業のように長期の案件の場合、予算化するにあたっては何件の修繕が発生するか不明確です。入札公告時には、修繕1件当りの上限額や年間の修繕上限額を設けて頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
231	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(2)	イ	業務内容	「維持管理業務長期業務計画書に基づき経常修繕を行う。」とありますが、72項の用語の定義では「・・・日常の維持管理として行われる修繕」とあります。矛盾があると思います。長期修繕計画を作成し、国交省の基準に従って大規模修繕時期を設定し、大規模修繕を実施する。但し、大規模修繕以外は年度ごとの小規模な修繕、それ以外を経常修繕と理解するのが自然ではないかと思えます。ご教示下さい。	No227の質問回答を参照ください。
232	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(2)	イ	要求水準	「修繕等」「修繕」という2つの用語が用いられておりますが、これらは全てP72用語定義にある「経常修繕」であるという認識で宜しいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
233	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	大規模修繕業務	「本事業で整備した新築施設の設備を対象とする」とありますが、グリーンハウス等改修施設の設備は対象とはならないのでしょうか。	No227の質問回答を参照ください。
234	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務対象範囲	本事業で整備した新築施設の設備を対象とすると思いますが、建築物等は含まないのかご教示下さい。	No227の質問回答を参照ください。
235	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務内容	『「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、最新版)に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施すること』とありますが、事業者が責が無い理由で修繕の時期が早などし、事業期間中の修繕回数が増となった場合には、県にて負担していただけるという認識で宜しいでしょうか。	No227の質問回答を参照ください。
236	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務内容	『「建築物のライフサイクルコスト」・・・に記載の計画更新年数経過時に大規模修繕を実施すること。』とありますが、同資料に記載されている「修繕周期(年)」の項目に数字が記載されている項目については、大規模修繕にはあらず、経常修繕に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	No18の質問回答を参照ください。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
237	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務内容	「建築物のライフサイクルコスト」において、屋根防水などは「修繕周期(年)」に5年、10年と修繕周期が記載されていますが、これらの修繕も大規模修繕に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	No18の質問回答を参照ください。
238	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務内容	「建築物のライフサイクルコスト」において、屋根防水などは「修繕周期(年)」に5年、10年と修繕周期が記載されていますが、県が整備する施設について、事業者にてこれらの修繕も実施するとした場合、これまでの修繕履歴や現在の状態が分かる資料が必要と考えますが、これらの資料を開示していただけますでしょうか。	No227の質問回答を参照ください。
239	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務内容	県が整備する施設において、これまで県にて実施した経常修繕について、事業者に責の無い原因で同じ修繕箇所で大規模修繕が発生した場合には、県にて対応していただけるという認識で宜しいでしょうか。例えば、事業開始前に県にて屋上防水の修繕を実施されたが、事業開始後に同じ個所にて再び漏水が発生した等のケースを想定しております。	入札公告時に示す予定です。
240	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務対象範囲	「新築施設の設備」が大規模修繕の業務対象範囲となっている一方で、工 事業期間終了時の措置において、検査事項に「設備」ではなく「建築」が含まれております。不適切と認められた場合、事業者は大規模修繕業務として「建築」の大規模修繕に対応しなくてはならないのかどうかにつきまして、ご教示願います。	No227の質問回答を参照ください。
241	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	ア	業務内容	大規模修繕業務の業務対象範囲を「本事業で整備した新築施設の設備を対象とする。」と記載がありますが、建築物も業務範囲内という認識でよいでしょうか。	No227の質問回答を参照ください。
242	業務要求水準書(案)	82	第4	5	(3)	イ	業務内容	「維持管理業務長期業務計画書に基づき、大規模修繕を行うこと。」と記載がありますが、点検・保守業務及び経常修繕の実施により、機器等の損傷が少なく更新が先延ばしに出来る場合は、維持管理業務長期業務計画書を更新し、更新した計画書に基づき大規模修繕を実施してもよいでしょうか。	No227の質問回答を参照ください。
243	業務要求水準書(案)	83	第4	5	(3)	イ	要求水準	「事業期間終了後2年以内に大規模修繕が発生しないようにすること」とのありますが、この期間中に大規模修繕が発生した場合には、事業者の負担となるのでしょうか。	No227の質問回答を参照ください。
244	業務要求水準書(案)	83	第4	5	(4)	ア	業務対象範囲	敷地内の緑地に球技場の天然芝は含まれず、天然芝の管理は本業務の範囲外との認識で宜しいでしょうか。	天然芝の管理も本業務の範囲に含みます。
245	業務要求水準書(案)	84	第4	5	(4)	イ	要求水準	剪定・草刈・除草などで発生した枝・葉等の廃棄物の処分費については、県の負担という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	業務要求水準書(案)	84	第4	5	(4)	イ	要求水準	草刈りが月1回、除草が年2~3回行うこととありますが、植栽全域に対してそれぞれの回数を行う必要がありますか。もしくは、1年間で全域を一巡するよう1回あたりの作業量を調整し、指定の回数の作業を実施すれば宜しいでしょうか。	草刈り月1回程度、除草を年2~3回、植栽全域に対して等、適切な敷地環境を維持する計画としてください。
247	業務要求水準書(案)	85	第4	5	(5)	イ	要求水準	「施設の消臭作業」とありますが、施設全域・全館の消毒作業を実施するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	業務要求水準書(案)	85	第4	5	(5)	イ	要求水準	「ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除・・・施設の消臭作業」とあり、またア業務対象範囲に「事業者の整備した施設、それ以外に係わらず敷地全体について業務の対象とする」とありますが、ウに記載の業務の対象範囲は、あくまでも建物の屋内を対象としている(競技場や植栽など屋外は含まない)という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、屋内が対象です。
249	業務要求水準書(案)	84	第4	5	(4)	イ (カ)	清掃業務	「敷地内の・・・」とありますが、P88(c) 外構等清掃業務にも「敷地内の駐車場等の」と外構清掃が要求されています。後者は「駐車場」が対象範囲で、前者は「駐車場以外の外構」が対象範囲であるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	業務要求水準書(案)	85	第4	5	(5)	ウ	要求水準	業務要求水準書(案)101頁 第5運営支援業務要求水準_4_(3)_ウ_(1)プールの水質等衛生管理の項目において、プール水質検査等を実施することが記載されています。86頁表4-4水質検査内容と上記101頁運営支援業務におけるプール水質検査は業務が重複していると読み取れます。重複の場合はどちらの業務区分にて実施するのでしょうか。重複していない場合は運営支援業務の水質検査の検査項目を教えてください。	入札公告時に示す予定です。
251	業務要求水準書(案)	87	第4	5	(6)	イ (フ)	施設清掃	日常清掃業務は、原則として開館日に実施すると思いますが、利用時間帯の清掃業務における注意事項の記載の無いエリアについては、執務時間や施設利用時間を避けて、開館日の早朝や夜間に実施する必要がありますか。	日常清掃業務については、原則として執務時間や施設利用時間を避けて実施してください。ただし、施設利用に影響が少ない場合には、執務時間や施設利用時間に実施することは可し、事業者提案に応じます。
252	業務要求水準書(案)	87	第4	5	(6)	イ (フ)	施設清掃	日常清掃業務は、原則として開館日に実施すると思いますが、開館日については毎日実施する必要がありますか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
253	業務要求水準書(案)	87	第4	5	(6)	イ	(7)	施設清掃	日常清掃業務の内、トイレ清掃・外構清掃以外については、実施回数は事業者による提案という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	業務要求水準書(案)	88	第4	5	(6)	イ	(7)	要求水準	「特殊排水設備」とは、どのような設備でしょうか。	特殊排水設備としてグリーストラップ等を想定しています。事業者提案に応じて適宜実施してください。
255	業務要求水準書(案)	88	第4	5	(6)	イ	(7)	要求水準	50m屋内プールの清掃業務として記載のある「しみ取り補修」の「補修」とは、どのような業務でしょうか。	「しみ取り補修」は「しみ取り」の誤植なので訂正します。
256	業務要求水準書(案)	89	第4	5	(6)	イ	(7)	要求水準	ごみの集積場は、どこにありますか。	現状のごみ集積場は、資料12現況平面図に示されている屋外更衣室(バレーボール兼テニス)の東側にあります。
257	業務要求水準書(案)	87	第4	5	(6)	ウ	(7)	施設清掃	87頁、a共通事項の3行目と12行目の項目が重複しております。	12から13行目は削除します。
258	業務要求水準書(案)	87	第4	5	(6)	ウ	(7) a	衛生消耗品	「トイレットペーパー等の衛生消耗品は全て事業者の負担とする」とありますが、予算化するにあたり現在の衛生消耗品(トイレットペーパー・水石鹸等)の使用量または費用をご教示ください。	現時点で開示できるものではありません。
259	業務要求水準書(案)	88	第4	5	(6)	ウ	(7) d	ごみ収集業務	日常清掃業務においてごみ収集業務がありますが、予算化するにあたり、現在の施設において排出されている廃棄物の分量を種類毎にご教示ください。	現時点で開示できるものではありません。
260	業務要求水準書(案)	89	第4	5	(6)	e		第2アリーナ・プール棟、スポーツアリーナ	「観客席における飲食を認めるが、飲食物から発生するごみはもちろんのこと、ごみはすべて持ち帰るよう徹底すること」とありますが、清掃業務として清掃員が観客や主催者に対して、これらの徹底を呼びかけるということでしょうか。	清掃業務として清掃員が観客や主催者に対して、これらの徹底を呼びかけることは想定しておりません。要求水準を修正する予定でありません。
261	業務要求水準書(案)	89	第4	5	(6)	e	(a)	第2アリーナ・プール棟、スポーツアリーナ	「観客席における飲食を認めるが、飲食物から発生するごみはもちろんのこと、ごみはすべて持ち帰るよう徹底すること」とありますが、徹底できなかった場合には、何らかのペナルティがあるのでしょうか。	ごみをすべて持ち帰ることの徹底に関して、注意喚起を行わない場合においては、モニタリングの対象となると考えますが、ごみが持ち帰られなかった要因が利用者にある場合には、ペナルティの対象外とする方針です。
262	業務要求水準書(案)	89	第4	5	(6)	e	(a)	施設毎の要求水準	「大会・イベント主催者に相当数のごみ箱設置を求め」とありますが、このごみ箱の設置台数の想定と設置費用及びゴミの最終処分費は、大会・イベント主催者にて負担という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	業務要求水準書(案)	90	第4	5	(7)	ウ		駐車場維持管理業務	「開館時間内の管理にあたっては、常駐者を1名配置」とありますが、常駐者は、駐車場に常にいる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準を修正します。
264	業務要求水準書(案)	90	第4	5	(7)	ウ		駐車場維持管理業務	「開館時間内の管理にあたっては、常駐者を1名配置」とありますが、常駐者は、他の業務と兼任することも可との理解でよろしいでしょうか。	可能です。
265	業務要求水準書(案)	90	第4	5	(7)	ウ		駐車場維持管理業務	イベント開催時には、交通誘導員を増員することありますが、県のイベントが、どの程度の開催頻度があり、且つ交通誘導員の増員対応が必要な状況が、どの程度発生するか想定できないため、適切な業務費を算出できません。交通誘導員の増員に係る費用は、都度、県と協議のうえ、別途対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
266	業務要求水準書(案)	90	第4	5	(7)	ウ		要求水準	平成27年度及び平成26年度におけるイベント及び大会の開催日数、開催ごとの駐車場利用台数等の混雑状況を開示頂けないでしょうか。	No265の質問回答を参照ください。
267	業務要求水準書(案)	90	第4	5	(7)	ウ		要求水準	「利用者向けカード・無料券等の対応」は対応方法の一例であり、施設利用者以外の目的外利用を抑制する事ができれば、その他の対応方法としてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	業務要求水準書(案)	90	第4	5	(7)	ウ		要求水準	駐車場維持管理業務において、「利用者向けカード・無料券等の対応」を行う事が必須の場合、カード及び無料券等の作成費用は県の負担でしょうか。事業者にて利用収入を得られないため、費用増加は県の負担として頂けないでしょうか。	県の負担とします。
269	業務要求水準書(案)	90	第4	5	(8)	イ		駐輪場維持管理業務	施設利用者が円滑に利用できるよう誘導・案内を行うとありますが、県のイベントが、どの程度の開催頻度があり、且つ交通誘導員の増員対応が必要な場合が、どの程度発生するか想定できないため、適切な業務費を算出できません。交通誘導員の増員に係る費用は、都度、県と協議のうえ、別途対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	増員に係る費用は事業者負担とする予定です。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答	
270	業務要求水準書(案)	91	第4	5	(8)	ウ	放置自転車の対処	「放置自転車や盗難が生じないように管理する」とありますが、通常業務における監視や巡回等が通常どおり行われた場合に放置自転車が発生したとしても事業者のペナルティにはならないという認識でよろしいでしょうか。また、予算化するにあたり現在の施設における放置自転車撤去台数はどの程度あるかご教示ください。	放置自転車が発生した場合のペナルティはご理解のとおりです。現在の施設における放置自転車撤去台数としてお示しできるものではありません。	
271	業務要求水準書(案)	91	第4	5	(9)	イ	業務内容	現状、体育センターで常駐の警備要員は配置されておりますでしょうか。また、現状の人的警備体制を参考までご教示願います。	配置しておりません。	
272	業務要求水準書(案)	92	第4	5	(9)	ウ	(イ)	警備業法第4条の認定	警備業法の記載がありますが、警備業法第4条の認定は、SPCが受けるのではなく、SPCから維持管理業務の警備業務を請け負う維持管理企業が受けていれば良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	業務要求水準書(案)	92	第4	5	(9)	ウ	(ウ)	大会・イベント時の警備	「大会・イベント時には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。」と記載されてますが、警備体制を整える上で人員を増員する場合は、警備業法に定める警備員を配置しなければならないのでしょうか。	イベント時の警備員の配置は不要とします。
274	業務要求水準書(案)	92	第4	5	(9)	ウ	(ウ)	大会イベント時の警備	「大会イベント時には、利用者の安全が確保できるよう警備体制を整える事」とありますが、イベント開催時の警備体制の設置は、主催者に費用の請求をする事が出来るという認識で宜しいでしょうか。	No273の質問回答を参照ください。
275	業務要求水準書(案)	92	第4	5	(9)	ウ		警備監視業務	「大会・イベント時には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。」とありますが、県の大会、イベントが、どの程度の開催頻度があり、且つ警備体制を整えるため、警備員を増員して対応する必要があるが、どの程度発生するか想定できないため、適切な業務費を算出できません。県の主催する大会、イベントにより警備員の増員が必要な場合の費用は、都度、県と協議のうえ、別途対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No273の質問回答を参照ください。
276	業務要求水準書(案)	92	第4	5	(9)	ウ	(イ)	善管注意義務について	「貸与品は善良な管理者としての注意義務をもって監視し～」とありますが、監視や巡回業務等が業務計画通りに行われたうえで発生した施設・備品の損傷・盗難は対象外という認識でよろしいでしょうか。	要求水準通りとします。
277	業務要求水準書(案)	97	第5	4	(1)	イ		業務内容	事業者側で、総合予約受付・料金徴収システムを導入し、県の予約システムと連動し、県のHP等とのリンクは可能でしょうか。	不可とします。
278	業務要求水準書(案)	97	第5	4	(1)	ウ		施設利用にかかる総合的な案内	バラスポーツ振興や障がい者利用は、本事業の運営の一部であることから、将来的に当初の想定を超える利用があった場合、事業者による対応が十分でない可能性があります。その場合は、事業者が可能な範囲で対応し、県によるご協力についても配慮いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	業務要求水準書(案)	99	第5	4	(2)	ウ	(ア)	備品のセッティング	「サッカーゴール等のセッティングを行う事」との記載がありますが、利用者の競技(サッカー・バスケット・バレー等)の実施に係る備品の設置は、利用者・主催者等が実施し、事業者はセッティングの補助(備品の場所の説明・取り扱い説明等)をするという認識で宜しいでしょうか。	利用者の状況等に応じて、セッティング業務の内容については事業者の提案によります。
280	業務要求水準書(案)	99	第5	4	(2)	イ	(イ)	施設管理業務	施設利用に係る屋内外設備の受付・準備・片付けについて、体育器具の準備・片付けなどを含むのかご教示下さい。	No279の質問回答を参照ください。
281	業務要求水準書(案)	100	第5	4	(3)	b		表5-2	表5-2プール利用時間(案)については、利用時間帯区分を事業者が提案して設定できるかご教示下さい。	事業者の提案は可能です。
282	業務要求水準書(案)	100	第5	4	(3)	ウ		プール監視	「プール監視業務は警備業に該当する」とありますが、SPC若しくは運営企業が警備業の許可を取得する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。念のために確認させていただくものです。	プール監視業務を実施する企業による取得を想定しています。
283	業務要求水準書(案)	103	第5	4	(5)			宿泊施設管理業務	新設される宿泊施設で想定される稼働率及び利用人数がありましたら開示頂けないでしょうか。	年間の平均稼働率については、国土交通省の宿泊旅行統計調査(平成26年・年間値(確定値))における、全国平均や神奈川県を参考にしています。
284	業務要求水準書(案)	103	第5	4	(5)	ウ		宿泊施設使用料	宿泊施設の使用料はいくらを想定しておりますでしょうか。	近隣の同種施設と同程度を想定しています。
285	業務要求水準書(案)	103	第5	4	(5)	ウ	(ア)	使用料金徴収代行	宿泊使用料の収納は、他の利用料金と同様、徴収の翌日に県に収納するのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
286	業務要求水準書(案)	105	第6	3	(1)		業務の基本方針	「独立採算にて業務を行う」とありますが、どの程度採算性を見込んでおられるのかご教示下さい。	採算性の程度は想定しておりません。
287	業務要求水準書(案)	105	第6	3	(1)		貸付料	飲食施設における客席部分(ホール部分)について、営業時間外をフリースペースとして活用、又、営業時間中も持ち込み利用を可能にした場合、共用部分として貸付料の対象外にする事は可能でしょうか。	入札公告時に示す予定です。
288	業務要求水準書(案)	105	第6	3	(1)		貸付料	貸付料は、厨房、バックヤード等の飲食施設運営を担当企業が占有する部分のみに掛るとの理解でよろしいでしょうか。	No287の質問回答を参照ください。
289	業務要求水準書(案)	105	第6	3	(1)		貸付料	当該貸付料は、自動販売機設置場所にも発生するのでしょうか。また、その際の貸付料の目安をお示し願います。	自動販売機設置スペースは貸付料の対象となります。土地台帳価格の目安は入札公告時に示す予定です。
290	業務要求水準書(案)	105	第6	3	(1)		貸付料	自動販売機設置スペースは貸付料の対象となりますでしょうか。	No289の質問回答を参照ください。
291	業務要求水準書(案)	106	第6	4	(1)	ウ	食堂機能	販売価格の設定等については、事業者の提案に委ねるとありますが、県教職員の宿泊研修における朝、昼、夕食の1食あたりの販売価格の基準や目安があればご教示ください。	ありません。
292	業務要求水準書(案)	106	第6	4	(1)		飲食物販施設	看板の設置は可能でしょうか。又、店外(飲食物販施設区域外)や施設外(宿泊棟以外のスペース)への看板設置、POP・公告等の掲示は可能でしょうか。	いずれも可とする予定ですが、全体のサイン計画の中で適切な対応をお願いします。なお、詳細は事業者と県が協議のうえ判断する予定です。
293	業務要求水準書(案)	106	第6	4	(1)		飲食物販施設運営業務	グリーンハウスにて提供されている平成27年度の食事メニュー・金額及びメニュー別の食数を開示頂けないでしょうか。	資料18以外に開示可能なものはありません。
294	業務要求水準書(案)	106	第6	4	(1)		飲食物販施設運営業務	グリーンハウスにて提供されている平成27年度物販内容について販売品・金額及び販売数を開示頂けないでしょうか。	No293の質問回答を参照ください。
295	業務要求水準書(案)	106	第6	4	(1)		飲食物販施設運営業務	本再整備事業後の飲食物販施設稼働想定がありましたら開示頂けないでしょうか。	現時点での想定はありません。
296	業務要求水準書(案)	106	第6	4	(2)		自動販売機運営業務	平成26年度及び平成27年度における自動販売機設置箇所及び売上実績を開示頂けないでしょうか。	現時点で開示可能なものはありません。
297	業務要求水準書(案)	106	第6	4	(2)		自動販売機運営業務	自動販売機の設置にあたり、県に対し貸付料を支払わなければならないのでしょうか。	No289の質問回答を参照ください。
298	業務要求水準書(案)	107	第6	4	(2)	ウ	自動販売機の設置に係る電気費用	「自動販売機には電気・・・電気費用は事業者の負担とする」との記載がありますが、県から自動販売機の請求書が事業者に送付されてくるという認識で宜しいでしょうか。また個メーターの数値チェックは県が実施するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	業務要求水準書(案)	107	第6	4	(2)	ウ	要求水準	自動販売機の販売商品については、酒類・清涼飲料水・菓子類等品目に制限はあるでしょうか。なお、酒類を販売できるとした場合、設置場所に制限はございますか?	自動販売機での酒類の販売は不可とします。その他については、事業者の提案によります。
300	業務要求水準書(案)	108	第7	3	(1)	イ	使用料の考え方	「自主事業の実施に伴い・・・事業者が負担すること」とありますが、「施設の使用料」とは個人利用料に係る使用料でしょうか。施設の専用利用料に係る使用料でしょうか(例えばダンス・体操競技・練習場でスポーツ教室を実施すると想定し、専用使用料と個人使用料のどちらも設定されている場合を想定。5,000円の受講料の場合、その金額内に個人利用料も含まれており、5,000円内に含まれる一部の個人使用料は県の収入になると考えのでしょうか。)	今後、条例で規定する施設利用料によることとなります。
301	業務要求水準書(案)	108	第7	3	(1)	イ	利用料金の考え方	「自主事業実施にかかる費用(照明費用含む)は事業者が負担」とありますが照明費用とはどこまでを想定されているのかご教示下さい。	原則、今後、条例で規定する施設利用料によることとなります。
302	業務要求水準書(案)	108	第7	3	(1)	ウ	施設使用枠の決定について	事業者の予約は「優先予約」として、対応するとありますが、事業者が予約できる自主事業の利用枠はどの程度を想定されているのかご教示ください。	優先予約の中で事業者が主体的に対応してください。
303	業務要求水準書(案)	108	第7	3	(1)	ウ	施設使用枠の決定について	事業者の予約は「優先予約」として、対応するとありますが、祝休日は、特に集客を見込めることから、自主事業を実施するのに適しているところ、事業者の利用枠はどの程度を目安とするのかご教示ください。	現時点で具体的な目安はありません。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問	回答
304	業務要求水準書(案)	109	第7	4	(2)		内容	自主事業の内容は事業者の提案に委ねるとあります。 想定される例の記載がありますが、ある程度は自由度を持った提案が可能でしょうか？	可能です。
305	業務要求水準書(案)	109	第7	4	(2)		自主事業が実施出来る居室	「事業者は、各施設を利用し、自主事業を行う事ができる」とありますが、「各施設」については、事業者側で提案するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	業務要求水準書(案)	109	第7	4	(3)		自主事業に係る光熱水費	「自主事業に係る光熱水費は、・・・月ごとに計算し、県に支払うものとする」とありますが、自己申告となると不正が起こる可能性がある為、使用量については、県の職員が都度確認するという認識で宜しいでしょうか。	原則、自主事業に係る光熱水費は、徴収しないこととします。
307	業務要求水準書(案)	109	第7	4	(3)		自主事業の要求水準	県に支払う実費の光熱水費について、諸室を活用した自主事業の教室などを想定すると、諸室毎にメータ等を取り付けて測定することになるのかご教示下さい。	No306の質問回答を参照ください。
308	業務要求水準書(案)	109	第7	4	(3)		自主事業の要求水準	賠償責任保険の必須の付保内容をご教示下さい。	事業者の提案によります。
309	資料2	2	1	(3)	-	-	大規模修繕業務	サービス購入料2とサービス購入料5の両方の構成要素に、大規模修繕業務が含まれております。2つの業務の違いについてご教授願います。	大規模修繕業務は、本事業には含まないこととすることから、サービス購入料2の構成要素のうち、大規模修繕業務は削除します。サービス購入料5については、No51の質問回答を参照ください。
310	資料3	1	(1)	-	-	-	サービス購入料の減額	『下記3(2)エに基づく当該業務を実施する者の変更請求及び県の解除権の有無の判断に関しては、飲食施設等運営業務及び自主事業にも対価の減額措置が適用されるとみなして扱うものとする。なお、減額ポイントを加算した場合でも、下記3(2)ウに基づくサービス購入料の減額や支払停止には反映しない。』とありますが、飲食施設及び自主事業に関しては、業務実施者の変更請求や契約の解除はあるが、当該業務の要求水準未達成による他業務のサービス購入料の減額等は無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	資料9						測量図	測量図のCADデータをいただけないでしょうか。	資料9_道路査定図及び資料10_敷地測量図についてはCADデータはありません。なお、資料12_現況平面図についてはCADデータの貸与を予定しています。
312	資料17						宿泊施設利用状況	過年度の利用実績だけでなく、現時点で想定している宿泊棟の利用者数(稼働率)を、利用者の属性別(県の研修者、一般の合宿利用者)、月別にお示しください。	No283の質問回答を参照ください。
313	資料17						宿泊施設利用状況	県が想定している宿泊施設の利用状況は、事業者では想定しづらいものと思料しますが、公表資料から想定した利用者数を著しく下回る状況が継続した場合は、要求水準の変更等の協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
314	資料18						体育センター利用者用食堂における提供食数	過年度の利用実績だけでなく、現時点で想定している宿泊棟の食堂利用者数を、利用者の属性別(県の研修者、一般の合宿利用者)、月別にお示しください。	現時点での想定はありません。
315	資料18						体育センター利用者用食堂における提供食数	県が想定している教職員研修者による食堂利用は、事業者では想定しづらいものと思料しますが、公表資料から想定した利用者数を著しく下回る状況が継続した場合は、要求水準の変更等の協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	状況に応じて判断する考えです。
316	資料18	-	-	-	-	-	食堂における提供食数	現グリーンハウス内食堂は、体育センター及び教育センターの職員の食堂としても利用されているかと存じます。全体の提供食数の内、施設職員への提供食数についても開示をお願い致します。	No293の質問回答を参照ください。
317	資料19						開発申請	現時点で想定している開発許可申請の要件をご教授ください。 ・敷地輪郭(合筆)の変更 ・敷地内の切盛による形状の変更の有無 ・その他	入札公告時に示す予定です。
318	資料19						確認申請	確認申請時の敷地形状は、JR旧鉄塔敷地、敷地南東の県施設も含んだもので行うのでしょうか。	事業地は現体育センター敷地と現総合教育センター敷地を統合した一敷地とします。尚、JR旧鉄塔敷地は敷地外です。
319	資料19						確認申請	敷地内の建物は、用途上不可分なものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	資料21						既存鉄塔跡地(JR東)	敷地に余裕がないため、JR旧鉄塔敷地を工事ヤードとして使用してもよろしいでしょうか。また、使用できる場合、使用にあたっての条件等がありましたらご教示ください。	JR敷地の利用は事業者の責任において使用可能とします。
321	資料21						既存鉄塔跡地(JR東)	JR旧鉄塔敷地がPFI工事範囲となっております。JR旧鉄塔敷地を一体的な外構デザインとして整備することは可能でしょうか。	JR旧鉄塔敷地は敷地範囲対象外になります。

No	資料名	頁	該当箇所	タイトル	質問	回答
322	資料22			工期短縮	プール・アリーナ棟は、敷地に余裕がなく短工期で施工しなければなりません。安全管理を十分に行った上で、状況に応じて、南門及び敷地南側道路からの工事車両による搬出入を計画してもよろしいでしょうか。計画が可能である場合は、県と事業者が協働して警察及び近隣住民との調整を実施いただけますでしょうか。	事業者の責任において計画してください。県も可能な範囲で協力する考えです。
323	資料22			敷地全体の工事計画	周辺住民に対して、今回の工事に伴う作業時間、作業日など工事条件の制約など事前に説明済の内容がございましたら、ご教示ください。	工事全体の大まかなスケジュールは説明済みですが、詳細については、今後、調整の必要があります。なお、善行駅から国道467号（藤沢街道）に続く敷地内通路において、歩行者、自転車利用者、藤沢翔陵高校関係車両の動線、南側市道から続く敷地内通路の歩行者、自転車利用者の安全な動線を確保してください。
324	資料24			宿泊棟天井仕上	宿泊棟の宿泊室の天井仕上げが「C9」となっていますが、凡例にありません。ご教示下さい。	C9はC8に修正します。
325	資料24			宿泊棟仕上	仕上の記載がない部分は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	資料24 資料28			第2アリーナ・プール棟 パントリー・更衣スペース	事務室（課題・特定課題・人材・教職・支援・体育C事業部）にパントリーと更衣スペースと諸元表に明記されておりますが、参考レイアウト図には表現されておられません。面積等ご教示下さい。	パントリーと更衣スペースについては、事務室（管理課）、事務室（課題・特定課題・人材・教職・支援・体育C事業部）ともに不要です。
327	資料24			本館棟 第2アリーナ・プール棟 扉の形状	給湯室について、本館棟の1階は三方枠、その他の給湯室の扉は引き戸式自動扉とされておりますが、使用勝手の違い・理由等をご教示ください。	給湯室はすべて三方枠としてください。
328	資料24			本館棟 手すり	研修室（中）、受講者更衣室のみ特記事項に手すりがありますが、室内に設けるものと考えてよろしいでしょうか。他の部屋とは異なる理由等、利用方法、仕様をお教えください。	入札公告時に示す予定です。
329	資料26			什器備品リスト	什器備品等に関しては、リース調達による方法は可能でしょうか。	入札公告時に示す予定です。
330	資料26			車椅子保管倉庫 3	吊り輪・あん馬・跳馬・平行棒等の競技専門の体操器具の設置が想定されておりますが、第2アリーナでは体操競技の実施を想定されているのでしょうか。また、体操競技はルール改正も多く行われることから、備品調達は県とすることは可能でしょうか。	体操競技の実施はご理解のとおりです。調達の対象備品は、入札公告時に示す予定です。
331	資料27			第2アリーナ・プール棟 上下足範囲	1階各プールおよび各練習場の上下足のエリア設定をご教示下さい。	No137の質問回答を参照ください。
332	資料29			宿泊棟 動線	清掃搬入などの作業は、宿泊客利用時間と重ならないと考え、単独動線を設けると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
333	資料29			宿泊棟 諸室	従業員スペースは、受付以外必要ないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
334	別紙1			スポーツアリーナ竣工時の陸橋補強概要図	陸橋補強概要図（神奈川県都市部建築工事課）作成時の設計強度（耐荷重条件）をご教示ください。	入札公告時に示す予定です。
335	別紙5			非常用飲料水貯水槽	非常用飲料水貯水槽（地下埋設物）の正確な位置情報をご教示ください。	公表可能なものは入札公告時に示す予定です。
336	その他			大会運営本部 室・事務室・会議室等の活用	大会運営本部室・事務室・会議室等は利用の無い時間帯は、教室事業等を行う事で、有効活用しても宜しいでしょうか。	不可とします。
337	その他				現状の各施設及び各居室の稼働率がわかる資料をお示しください。	開示できる資料はありません。
338	その他			体育協会が主催する教室	現体育センターにて体育協会がスポーツ教室等の事業を行っている事を把握しておりますが、体育協会の施設使用枠の優先順位についてお示しください。体育協会と事業者のスポーツ教室内容が重ならないよう、体育協会が実施を想定している教室をお示しください。	業務要求水準書（案）、108頁、ウに掲げる「優先予約」として扱っています。体育協会の判断で実施されており、具体的に示すことはできません。